



新卒業生に告ぐ

學長 神 戸 正 雄

諸君は在學三年間戰時下にありながら平和裡に支障なく勉學し得たることにつき先以て國家に感謝しなければならぬ。又、諸君の在學三年間に青少年學徒に賜はりたる勸語、紀元二千六百年の祝典の盛儀に際會したる光榮を回想して報國の精神を振起すべきである。

今後、諸君が社會に出て活動するについての最高指導精神は臣道實踐、職域奉公、公益優先でなければならぬ。其は各就く所の職場に於て努力し、敢闘し、精根を盡して勉強することであり、其も個人主義的なる功利の爲めでなくして國家の爲めに、先づ以て國家の爲めにといふ目標にて行動しなければならぬ。其も口先きや表面的でなく、心から誠實に之を果すのでなければならぬ。勿論、其行動については十分なる責任を重んじ、單に消極的に過ちなからんことを期するのではなく、奮つて積極的に責任を果たすといふ覺悟を有たれたい。其の爲めには更に事を輕卒に行ふてはならぬ。出来るだけ十分なる考慮と調査乃至準備を忘れてはならぬ。創意が加はれば尙ほ結構である。敢闘といふても、其場合、自らの力を過大視したり、傲慢になつたりすることなく、常に反省を怠らず、謙讓の態度を失はないうやうにし、又、人と協調して往くやうに心掛けなければならぬ。人間

大正十一年六月十五日創刊
昭和十六年二月十日印刷
昭和十六年二月十五日發行
發行所 神 戸 正 雄 氏 處
大 阪 市 北 區 堂 島
上 三 丁 目 十 五 番 地
印 刷 所 谷 口 印 刷 所
大 阪 市 東 區 南 船 場
中 三 丁 目 十 二 番 地
發 行 所 關 西 大 學 學 務 局

目 要

新卒業生に告ぐ	學長 神戸正雄
國法への一私見	西田竹雄
特許法の性格	角田好太郎
八 學 内 報	(一七)
八 校 友 欄	(一八)
會 員 消 息	(一九)
新卒業生氏名	(二〇)

には強い所もなければならぬが、柔かき所もなければならぬ。情誼、愛情、慈愛の美しき方面も豊かでありたい。家に在りては父母、兄弟、妻子に愛情を盡し、出でて朋友に、同僚に、先生、先輩に對しては情誼の誠を致し、更に一般の人々に、未知の外國人にも親切を忘れず、加之、畜生にまでも慈悲の心を有ちたいものである。尙ほ特に兎角、同輩者の間にて競争者のことを惡しざまにいひ勝ちなものだが、其の良ことを稱揚し、惡しき點は辯護してやるほどの寛裕な氣持を持つやうに心掛けて欲しい。

諸君は茲に専門的學科を一通り修了したけれども、之にて學習の最終と心得てはならぬ。此にて漸く研究の方法と端緒とを習得したのみと心得、謙讓の態度にて今後も讀書の習慣を續けられたい。學問が不斷に進歩し、世の中が斷へず進展することを忘れてはならない。

終りに健康に注意されたい。健康を害しては、如何なる才能も發揮するに由ない。折角の今日までの苦心も水泡に歸する。國家の爲めに、父母の爲めにそして自分自身の爲めにも之に注意されたい。其には節制が第一である。

尙ほ學部卒業生は學士といふ稱號を得られた譯だ。士たるを許された此光榮に恥ぢざるの自重が望ましい。

最後に私は是から諸君とお別れして諸君と所在を異にすることになるけれども私の心は常に諸君の往く所に共に俱にある。諸君を見守り且つ諸君の向上を是れ祈り續けるものである。

國法への一私見

— 大政翼賛理念について —

西田竹雄

(一)

我が國は歴史的事實が示せる通り肇國の當初から神皇が御統御遊ばされたものである。此處に天皇と君主との根本的差違を見出すものである。歐米の君主は鬭争に依つて君主權を獲得し、云はゞ弱肉強食に依り、其の強き者が權力者として、弱き者の權利を剝奪したに過ぎない。神皇は當初より他の諸々の高級民族から尊敬せられ、其の徳を賞へられて、神皇の進ませられる處總て他民族の歸順があり、何等の鬭争とも申すべき行為を繰返すことなく、殆んど神徳を以て日本の皇統と國家の大憲を明瞭に御創定遊ばされたのである。同時に御神勅が即國家の大聖典であり、國法の根源をなすものである。

斯の如く天皇は當初から被征服者に對する征服者ならざる、其の御名も太陽の如き大神が何等他の歸順民族を奴隸とせず、同一國民として、次から次へと大八洲民族を御統御遊ばされ、此の國體の精神が今日に至るも變らず大東亞共榮圈の確立となり、世界統一への精神となつて顯はれ、八紘一宇の大理想は即「掩八紘而爲宇」と日本書紀に示されてある通りで、全く世界をも神徳を以て歸順せしめらるべき御意思があり、同時に我國法も單なる國內のみの統治のものでなく、世界をも御統治遊ばされる御精神のある國法であることも知り得らる。雄大無邊な絶對的神聖其者、あらゆる文物の根源として、一つは國家顯現人であらせられ、

つは正義人道の權化であらせられる。斯の如き天皇と歐米の君主との差違を認める時、自ら其の國體も明かとなる。

日本は天皇國家であり、歐米諸國は社會的國家である。なんとすれば、日本は天皇在つての國家であり、歐米は社會あつての國家である。日本は天皇が絶對的存在で、總ての根源であり、歐米は君主が第二次的存在で、社會人の中から誰でも統治權を獲得することに依つて、君主となり得る爲に、社會が總ての根源である。是れを證明する事實は歐米の歴史的事實を見るのもよいが、彼等の所謂君主國家と云ふもの、其の事實君主あつての國家でなきことは、社會の中に君主たるべき權力が胚胎してゐるのであつて、決して君主其者に絶對的權力があるのではない。是れが爲に君主の權限は時と場合に依つて、社會自體の變化に従つて變化させられる。

處が我國の天皇は如何に社會に變化あるとも、其の權限に何等の變化がない。日本の歴史に天皇の御親政に關して、封建時代は如何にも御親政であると云ふことが只名目のみの如き表現はあつたが是れは全く我々の解釋が間違つてゐるのである。即天皇の御政務に翼賛し奉る者が專横を極めたるに過ぎざるものである。天皇は依然として國家顯現人であらせられた。其の權限には何等の變化なきことを知らねばならぬ。

(二)

歐米の君主は其の權限が社會自體の中にある爲に其の國體は民主主義的即ちデモクラシーの自由民權的特徴を發揮し、從つて彼等の國法も社會を中心として、法の根本原理が構成されたものである。斯の如き事實に基き明瞭に且つ根本的に法の性質及び其の解釋が日本と歐米との間に違つて來ると云ふことを知らねばならぬ。

各國に於ける法學上與へられたる無數の問題や理論は、要するに其の國の國體の特徴即國家の起源及び性質に依つて法の解釋に非常な差違が生じ、從つて天皇國家の國法と歐米の社會的國家の國法とを、同一理念で以て同様に解釋することは不可である。國法の問題は政治的にも亦經濟的にも、確かに基本的問題である。今日軍事行動の原理を説明、解釋する上に於ても、同様に根本的な重大問題であり、且つ又この問題は國民の經濟的、智的、道德的發展を保證する上に於ても國家は自ら處理し得る行動の權力的手段を以て如何なる範圍まで干渉し、限定し得るかを決定する唯一の問題である。

將又是等の問題は平時のみならず、國家の重大非常時局に於ても常に深く考慮せねばならぬと同時に、我國の國法の起源と性質より見て直ちに是れが明徹な決定をなす必要がある。歐米の國法學者の如く單なる形而上學的な問題として、輕卒に論點外に打ちやることをせず、眞面目に純日本國家的立場と、更に世界に於ける將來の日本に就いて、益々國法の進展性を發揮せねばならぬ。彼等が何故に國法の二大範疇として、形而上學的理論と實在論的理論とに分類したか。今日日本に於ても前者を神がかり的な理論と云ひ、如何にも實在的理論でなきかの如く歴史的事實を忘却して考へてゐる者も

ある。

彼等は個人の生活と社會を中心として論ずる所の理論を指して實在的理論として重きをおき、常に國民の自由、民權的な法を主張してゐる。權力者たる君主の統治權者に對抗する被統治者、被壓迫者として、常に自由を求め、個々人が社會に於ける權力濫用の温床と化し、破壊的武器にも等しい自由主義的空想的觀念を以て攪拌し、作成されたる法を實在論的なるものと賞讃するに於ては、全く祖國なきユダヤ民族の生活體に最も適合せる法とも申すべきである。ユダヤ民族は非ユダヤ民族の生活體を攪亂し、以て自民族の經濟的、政治的權力獲得の手段方法として、常に自由平等思想を以て歐米の社會的國家の權力濫用を不純なる觀念の混濁に陥入せしめる爲に、常に國家よりも社會を中心、ものを考へせしめる様に努力してゐるのである。

ドイツは早くも前歐洲大戰に於て、世界人の經驗し得なかつた一大困苦を味つた爲に社會中心主義の考へ方が國家を幸福にせぬものであることを知り、遂に今日の驚くべき全體主義國家を建設するに至つたことは我等の大いに學ぶべき精神である。されど全體主義國家は其の文字の示すごとく高度社會政策の結晶であつて、國民總意を國家の政策に表明し、國家の意思は國民の總意を體現し得る個人意思に依つて統制せられてゐる。従つて國なるものは國民の總意にかゝり、總意の變化に依つて變化する處に否定し得ぬ淋しさがある。これも要するに社會國家の缺點である。是れよりして我天皇國家が如何に明朗鮮達な國體であるかを知ると同時に肇國の理想を達成實現する爲に大いに考へねばならぬ。

(三)

歐米諸國の國法學者が研究する範圍内に於て、日本

の天皇國家及び國法を論ぜんとすることは、正に天皇と社會國家の君主とを全く同一視し歴史的事實を忘却せるものである。單なる歐米者流論法を眞似て、國法を論ずることは全く危険な火遊びと云はねばならぬ。參考の爲に此處に彼等が論ずる問題の中心とも云べき法學理論の二大範疇を示して見やう。

(甲) 實在論的理論

國家は個人と異つた人格者ではない。個人又は個人の集團がその社會に於て而も一定の限界内に於て強制權力を獨占する——換言すれば興へられた社會内に於て支配する者と支配される者との永久的分化が生ずる——時、人類社會の中に國家が存在するに至る。吾々は只個人意思の現はれを證明することが出来るのみである。個人意思と異つた一つの集合的な國家意思の存在は何等科學的價値のない形而上學的臆説である。故に國家の意思なるものは存しない。只支配する者の個人意思が存するのみである。

(乙) 形而上學的理論

國家は明かに意思を有す。この意思は自ら自己を制動する以外に制限せられず、それは自己の行動の範圍を自ら決定する。即國家は自己を裁判する裁判權を有するものである。

以上二つの理論は夫々フランスとドイツの法學者の説である。自由民權的な思想が濃厚に其の根底に流れてゐる全く個人主義的理論の代表的なものが上記の(甲)に示せるものである。(乙)に依つてドイツの全體主義的觀念の存する處を認識せしめてゐる。

更に以上二つの理論を批評するに當つて、特に注意したいことは、如何なる觀念を基礎として是等を批評するかと云ふことが重大なる意義を有するものである。即ち云はんとする處のものは「事實を事實として認識し、單なる理論構成に依つて事實を左右してはな

らぬこと」。是れがものを評する基準として、最も大切なことであることを知る。

實在論的理論は一名ビルディング的學說とも申すべきで國家の單位を個人の上におき、個人即國家と云ふ考へ方である。支配する者即君主の個人意思のみが存在するのみで、是れを以て科學的價値ありとなす理論である。まことに社會國家の解釋であり、個人主義の根源と申すべきものである。次に形而上學的理論は國家は自己を裁判する裁判權を有すと云ふことは君主の地位にある者でも國法で裁判すると云ふことで、我々日本人の豫想だもなし得ぬことである。

斯の如く彼等の法學なるものは形而上學的理論にしても亦實在論的理論にしても、共に難解なる學術用語を並べて人をして是が解釋に悲鳴を擧げさせ、而も其の内容たるや實以上の如きもので何を以て是が法學と云はんやである。

主張する處は共に日本國家の取るにも足らぬ、理論構成の専門家が捏造に捏造して法理を極めたる如く主張する處のものであるが、窮極の處は以上示せるが如き法理論で、是れが研究に於て我日本の益する處は日本の特徴を明かにするのみである。併して只理論構成のみが價値あるものでなく、事實を事實として、眞面目に認識し、其の本質を明にし、論ずる處に理論の眞實性を見出すものである。

(四)

明治の大維新は大政奉還と萬機公論に決すべき議會政治の斷行と我帝國憲法の編纂とが行はれ維新の大業が成就された。其の後百年ならずして世界の情勢は全く變化し、恐るべき世界經濟の波に乗つて、我國のみならず東洋、歐洲の諸國は共に國家の政治面に經濟的

に非常なる動搖を來し、政治が經濟か經濟が政治かと思はれる程、一國の經濟が政治を左右するに至つた。従つて此處に經濟の諸問題を解決する爲、歐洲に於ては先の歐洲大戰後ドイツを筆頭に國家の權力を以て何處まで此の問題を處理し得るか、國の許す限り國力の進展、國家經濟の再建設に向つて全力を傾注した。日本も同様にして國力の充實、國家經濟の再建設を爲すため軍事財政方面のみならずあらゆる部門に向つて飛躍せんとし、遂には滿洲國を獨立せしめ今又支那大陸の建設に全力を傾注し、更に世界の情勢に鑑み、大東亞の建設、東洋民族の團結への國力の進展は實に見るべきものがある。

是れに従つて我國の各種各方面の政治的、軍事的、産業的部門に渡つて、未曾有の變化をもたらした。總てが明治維新の機構と比較して、其の態勢は實に數十倍の機構を見せるに至つた。

特許權の性格

角田好太郎

或る國若くは或る時代の特許法は、其の國若くは其の時代に於ける文化政策を支配する夫れ夫れの政治的見解の表現である。然るに斯る政治的世界觀の内容は發明者たる個人の個人的利益と、其の者の所屬する國家社會の公共的利益とを調和せしめる方向に集注せられねばならない。凡そ或る種の發明行為が在る時には、發明者の側からは其の發明が自己に濟らす總ての

從つて是が爲に既に制定された在來の法と時勢の進運に伴つて發生せる各種の問題や將來の國家の態勢に備へる爲の國家の新設政治機構との間に於ける國法上の摩擦や衝突が、與へられたるあらゆる法的解釋を以てしても解し得ぬ場合、如何に國家が否國法が是れを處理し得るか今日我國法の重大問題である。

即ち國法の進展、權力的手段方法の展開は東亞の盟主日本の世界に於ける地位確立上、新時代の軍事行動と政治經濟問題の處理に當つて、過去に於ける唯一の政治機構たる議會政治の惡弊及び無能缺陷を填補する爲に、其の側面より、天皇國家に所屬する吾々國民の必然的、應急的責任と義務よりして、今日新らしく登場したものが所謂第二維新を遂行すべき大政翼賛者である。

此處に於て既成制定法が如何なるものであれ、前記

利益を要求するものであるが、之れと同時に國家の側からは其の發明を攝取して自己の文化の向上に之れを利用せんとするものである。此の相反する方向に向ふ二種の利益の主張を如何なる程度に於て相互に限界づけ、調和せしむべきかに關する政治的觀點が即ち各時代の特許權の性格を決定する契機でなければならぬ。

凡そ如何なる時代に於ても或る人の發明は常に無数の先人の不斷の精神的勞作に基礎づけられるものであり、此の意味に於て如何なる發明と雖も純粹に特定人の個人的創造として認められるものは恐らくあり得ないのである。而して此の點を顧慮する立場から、寧ろ發明者の個人的利益を中心とする傳統的特許權制度に無條件に反對する見解もあるのであるが、然し發明行為より生ずる發明者の個人的利益の保障を全然認め

歐米諸國の形而上學的理論で述べたるが、國法が君主の權限を左右するが如き解釋を爲すことは、そも自由民權的解釋で我國體の國法解釋に適用すべきものではない。現代の我國欽定憲法が天皇の權限を左右するが如き國法であるならば、今日聖旨を奉體して刻下の非常時局を處理する爲に構成された翼賛會なるものは如何にも歐米者流の解釋は正しとせねばならぬが、遺憾ながら天皇國家の國法は左様なものではない。

是が今日の重大問題を解決し、高度國防國家、強度經濟國家の二つながらの目的を完うすることが出來得るならば、天皇國家の國法たるや、純日本の神髓を世界に發揮したるものと云はねばならぬ。然らざれば何を以て國法を論ぜんや矣。

——筆者は昭和六年大法卒、北京駐在大毎記者——

(二六〇一、二、三)

ないと謂ふ事が發明に關する人の創意を萎微せしめ、結局國家の文化の促進を害する結果に導くことは明かである。

従つて特許權の制度に關する國家的の要求は、發明者が發明より受け得る利益的刺戟を或る程度以上に壓迫すべきでない點に其の限界がある。國家は發明者に對して發明者が其の發明より期待する或る程度の個人的利益を保障することに依つて、國家自身も亦發明者の發明から期待する利益を保障せられ得るのである。唯發明者の爲めに於ける國家に依る利益の保障の程度及び内容は、其の國其の時代に於ける政治的狀態の動向に支配せられて常に推移しなけれはならない。特許權の性格は此の推移に適合するものでなければならぬのである。

二

國家が發明者の個人的利益を保障する方法としては發明ある時に其の價値に相當する金錢を以て當該發明者に報酬する方法があり得る。然し此の方法は原則として法として採用せられる程適當なるものではない。蓋し或る發明の價値は殆んど常に一定の時日を経過して後に示され得るものであり、前以て正確に評價せられ得るものではないからである。此の場合の方法としては寧ろ發明の價値の危険を或る程度に發明者自身をして負擔せしめ、然も新しい未開拓の發明の領域に迄發明者を刺戟するに足るだけの利益を保障することにある。發明者に發明の排他的利用權を認めることが即ち其れである。

唯排他的利用權が内容的に又は時間的に其の範圍を餘りに擴張される時には、産業界に於ける他人の活動を拘束し産業發達の障害を構成することがある。従つて國家は一般社會が排他的利用權の範圍について明確に認知し得るが故に、斯る排他的利用權が適當なる期間に於て消滅する如く、更に權利者が其の權利を國家社會の不利に於て濫用せざる如く、種々の點に於て意を用ひ以て發明者又は其の繼承者の個人的利益と國家社會の一般的利益とを調停せんとするのである。是れ特許權の性格を決定する基調である。

三

發明者又は其の繼承者の個人的利益と國家的利益との調停は特許權に對して適當なる時間的制限を加へる方法に於て現はれる。發明者又は其の繼承者の個人的利益にのみ立脚する時は謂ふ迄もなく其の排他的利用權について可及的長期の存續期間が要求せられる。然

し此の期間が永きに及ぶるときは謂ふ迄もなく一般産業の發達を阻害する。即ち國家は適當に特許權の時間的制限を規定するを要する。右の期間は一方に於ては發明者又は其の繼承者が其の發明に報ひられるに足るだけの利益を取得し得る爲めに必要以上に短縮せらるべきものでなく、同時に他方に於ては一般社會が發明者から其の發明について知得し、及び其の發明の價値について評價し得るために必要以上に延長せらるべきものではない。

我國特許法に於ては特許權の存續期間は原則として十五年であるが其の發明が特に重要なものであり、且つ特許權者が正當の事由に依り原則的期間内に於て相當の利益を得る能はざりし場合には三年以上十年以下其の存續期間を延長せられ得るのである(特許法四十三條、同法施行令第十條)。

四

發明者又は其の繼承者の個人的利益と國家的利益との調停は排他的利用權の發生を一定の國家行爲に迄繋らしむる方法に於て現はれる。排他的利用權が與へられ得ることについての期待は發明行爲あると同時に發生し得るが、然し排他的利用權其のものの發生は一般的法秩序の保障の爲めに一定の國家行爲に迄結合せられなければならない。精神的なる著作と異なり寧ろ技術的なる發明にあつては同一の發明に關する多くの技術家の競争が可能であるが故に、發明的活動に従事するものは其の努力其の時間其の資力を既に他人の爲めに保護せられて居る發明の完成に空費する危険を避くるを要し、而して其の爲めには常に現在存在する他人の特許權の範圍について知り得る機會を持ち得なければならないのである。

之れを國家から褫れば特許權として保護せられる

發明の範圍を公布して發明従事者を右の危険から保護するを要するのである。然るに斯る公布の目的は排他的利用權の發生を國家行爲に迄結合することによつて始めて達せられ得る。蓋し權利設定の國家行爲は發明者又は其の繼承者が其の發明を公にすることを前提として行はれるからである。我國特許法に依れば特許權の設定は原則として所謂出願公告の段階を経て行はれて居る。(特許法七十三條)

發明者又は其の繼承者の個人的利益と國家的利益との調停は、各々獨立して數人によつて完成せられた同一の發明ある時に、最初に社會に提供し、最初に一般に教示せられたものに排他的利用權が與へられる方法に於て現はれる。最先公表と最先發明の問題については國家の立法が一方的に社會的利益にのみ偏する見地に立つ時には、特許權は完全なる排他的利用權として其の發明の最先公表者に與へらるべきものである。而して國家の立法が右の兩者の中間の見地を採る時には一面に於て發明者は後の發明者よりも其の公表が遅れることにより其の排他的利用權を取得するを得ないのであるが、然し此の場合最初の發明者は或は無條件に、或は一定の條件の下に、自らは最先公表者の排他的利用權の効果から除外せられ得るとしなければならぬ。と同時に他面に於ては此の場合國家による最先公表者の爲めにする最先發明者の利益の剝奪は、最先公表者が最先發明者の意思に反して其の發明を公表したものでないことを其の要件としなければならないのである。

我國特許法の認める所謂先使用に依る實施の制度は一定條件の下に最先發明者が最先公表者の排他的

利用權の効果から除外せられ得ることを認められたものであり(特許法三十七條)又發明者又は其の承継者が自己の發明に關する他人の出版に對し、特許異議の申立を爲し若くは特許處分無効の審判を請求し得ることを認むるのは、最先公表者の發明の公表が最先發明者の意思に反して爲さるべきではないことを示すものである。(特許法七十四條同法五十七條)

五

發明者又は其の承継者の個人的利益と國家的利益との調停は保護せらるべき發明の内容についても現はれねばならない。發明とは要するに固有の作用を持つ獨創的な技術的考案である。既に早くから知られたる物を、其れに關する他人との交渉による知識なしに自己の固有の力を以て考案したる時にも或る意味に於ける獨創的の考案は存在する。然し國家が若しも斯る考案者に其れの排他的利用權を與へるとすれば、其れは著しく一般的利益を害する結果を生ずる。蓋し國家は此の場合には一個人の利益の爲めに現在廣く利用せられたる發明に關する一般的利益を剝奪するものであるからである。即ち國家によつて保護せられる發明は所謂客觀的新規の考案でなければならぬ。我國特許法も特許せられ得る發明は新規なる發明であることを要とし而して其の新規は客觀的のものでなければならぬことを明示する(特許法第一條同法第四條)。

國家によつて保護せられ得る發明の程度即ち固有な作用の概念も一般的利益の爲めに制限を受ける比較的輕微な程度の考案の獨占の利用が長期間に亘つて一個人の爲めに留保せられることは一般産業の發達を促進する所以でない。或る程度の技術的考案は夫れ夫れの技術の領域に於て專門家によつて日常無數に行はれる。此の程度の考案は寧ろ當然期待せられ得るものであり、從つて特別の保護に値するものではない。唯發明の程度に關して正確な區別を劃することは著しく困難である。保護せらるる發明の範圍を餘りに廣く劃することは一般的利益と衝突し、又餘りに狭く劃することは發明者の個人的利益と衝突する。國家は發明の重要な程度に應じて保護の期間に差等を認めることにより、右の區別の困難を或る程度に緩和することを得る我國特許法には尙此の點に關する規定は存しない。

發明者及其の承継者の個人的利益と國家的利益との調停は、發明の公表者に其の實施を要求する方法に於て現はれる。國家が發明の排他的利用權を認める趣旨は謂ふ迄も無く權利者が其の發明を實施することによつて達せられる。國家は發明の公表を以て權利設定の條件とすると同時に、更に權利の存續を發明の實施に繋らしめねばならない。特許權者が特許權を全然實施しないこと又一般の需要に適合し得る程度に實施しないことは或る意味に於ける權利の濫用である。斯る場合には國家は權利者の意思に反して或は特許權を取消し、或は強制的に他人の爲めに實施權を設定すべきものである。

我國特許法は引續き三年以上正當の理由なくして權利者が發明を適當に實施しない時には、國家は利害關係人の請求により其の實施權を許與することを得べく、右の實施權の許與ありたる後に於て引續き二年以上正當の理由なくして適當なる實施なき時には國家は其の特許を取消すことを得るのである(特許法第四十一條)。

實施權の制度は上述した個人的利益と國家的利益との調停に關して重要な意味を持つものであるが、特許發明實施權の問題については其の研究を別の機會に譲ることとする。一六十五大法卒辦理士一

共匪と戦ふ

熱河にて 頼戸 勇

小生も四ヶ月間熱河の邊陲の地にて零下二十度の寒氣にも堪え執拗飽くなき共産系の魔手と戦ひ乍ら遂に事業を本格的に軌道に乗せ、年額八百萬圓の金塊が國境を越え天津、北京のメダヤ系英米人の手に流れ込んであるのを、ある程度迄喰ひ止め滿洲國に確保するに至りました。これから愈々ピンチをあげて完全に國外流出を防止する爲め頑張ります。其他豊富な熱河の地下資源を開發すべく先づタンクスステン精鍊開始の準備を目下着々として整へて居ります。

然し一方に於て我々の活動が積極的になればなる程共産軍の防害は物凄く、小生も幾度か生死の境を往來致しましたがその都度皇軍の力強い援助の下に民衆の宣撫工作にも貢献しておます。現に興隆は目下共産軍のため三方より取圍まれて二千數百名のものがヒシヒシと興隆を占領すべくやつて来て、到る所で軍勢と大衝突を演じておます。多數の密偵も入り込み治安確保のため二十三日より告示が出ました。

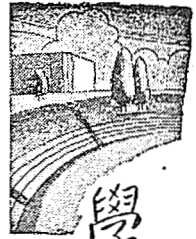
我々收買所の日系職員は何れも夜は軍隊の手傳ひに出動して哨戒任務にいたり警備をしたりして、小生の事務室をその本部に當てゝある有様です。何れにしても日系十一満系二十五名の職員がガツチリとスクラムを組んで共匪に體あたりを喰はせて事業を進めて行くので、時々よくぞ男子に生れたものだといふ誇と満足感を味ふ事もあります。

高段因富門



二十段家書

大坂市波野堂研入 電話四四七三



學内報

卒業證書授與式

本學卒業式は三月二十一日春季皇靈祭の佳日をトして夫々千里山學舎、天六學舎に舉行、即ち大學部第十七回卒業式は午後二時より威徳館に於て、又専門部第一部第九回、同第二部第五十三回卒業式は午前十時より講堂に於て行はれたが、同日の式次第は國歌合唱に初まり、證書授與、神戸學長の式辭、専門部では正井部長の告辭、文部大臣、大阪府知事、大阪市長、校友會總代内藤正剛氏(學部では更に學士會代表角田氏)の祝辭あり、次で卒業生總代の答辭があつて終りに學歌齊唱、嚴肅に閉會した。

入學試験終る

各教科共志願者投到

上級學校進學が明年度から嚴格に統制されるので緩衝期たる本年度の入學試験

を現出、教職員を轉手古舞させる程であつた。

各教科別にその入學試験日、發表日を示せば次の如くである。

- 大學部 三月廿七日(三月卅一日)
- 専門部一部 三月卅、卅一兩日(四月八日)
- 大學豫科 四月二、三日(四月八日)
- 専門部二部 四月三日(四月八日)
- 括弧内は發表日
- 因みに本年度入學志願者數を示せば
- ▽法文學部(二〇九)經商學部(二七九)計(三八八)
- ▽大學豫科 第一(三五四)第二(一五四九)計(一、九〇三)
- ▽専門部第一部 法(一八〇)經(三八〇)商(八八九)計(一、四四九)
- ▽専門部第二部 法(八八四)經(六八三)商(一、一六八)國漢(一四四)英語(八四)計二、九三三である。

任期满了に付き
免法文學部長 教授 安藤 光
同 免經商學部長 教授 賀來 俊一
任學生主事 教授 磯部 喜一
免學生主事 教授 水谷 揆一
依願解職 教授 片山 正直
(以上三月卅一日付)

任本學助教(豫科) 講師 西井 克己
任教授 助教 國藏 胤臣
同 助教 佐伯 三郎
依願解職 教授 田邊 清市
(四月十日付)

講師囑任(四月十日付)

學部 片山 正直
同 本田 成之
同 宮崎 幸三
同 近藤 文二
同 下程 勇吉
同 姫岡 勉
同 林憲一郎
同 谷友幸
學部兼豫科 竹脇 又一郎
豫科 畑中伊三郎
同 別枝篤彦
同 諺田均
専門部 羽田正二
同 佐美正祐
同 田庄太郎
同 永清行
同 以上

本學 小倉正恒氏 評議員 無任所相に就任

本學評議員住友本社總理事小倉正恒氏は今回近衛内閣の經濟政策強化への楔として入閣を懇請されてゐたところ四月二日受諾せられ三日國務大臣として親任式がとり行はれた。

昭和十五年卒業成績優良 並佳良賞受領者

優良賞

法文學部 田中利一、辻井義彦、辻順次(以上法) 吉野慶三(政)
經商學部 中瀬正雄(經) 岸本芳房(商)
専門部二部 濱田與四郎(商)

佳良賞

法文學部 安藤直宏(法) 青谷正泰(哲)
經商學部 大田孝、西井清(以上經) 雨宮久野口太二郎(以上商)
専門部一部 望月保彦(經) 吉武喜久雄(商)
専門部二部 田村徳夫(法) 早水幸一、本山千文(商) 大塚順三郎、吉澤義竹、高橋忠次、村内英一(以上國漢)

がくほう抄

田庄太郎 安藤 光教授 今回日本語學振興會の本年度法學部臨時委員に任命せられた尙自宅新設電話は吹田八九七番である

出席意志完遂

關東州支部の妻はしい莫ひ

關東州支部では去る二月十八日第五十八回例會を寺内通りの海務協會で開催、會するもの十三名、遠來の客新京の光井君の御出席を得て定刻開會した、暖房はいさゝか通りが悪いが心の暖りと此の時局を何とか乗り切らうとする熱意とで寒さを訴へるものは一人もいない。いやこれどころかもつと頼母しい事がある。病體かならざるに手辨當持ちにて例會に出席せる若き會員其君が岡らずも皆の絶讃を浴びたのは全く理由のあることだ。必ず出席する……この意志の決定こそ今の若人に最も要求さるべき事ではあるまいか。

御馳走はさらになが母校を思ふ言々句々は、どれもこれも寶玉の如く金銀の如くこれ程眞剣な集ひは又とないだらう。この中の一つでもが懸て母校に採り入れられて眞實の玉となる事を希つて一同學歌高唱九時散會した。

光井(新京)、木村、室山、山下、池田、加來、萩原、前川、北條、寺田、荒川、平井、竹若の諸君出席、

因みに同支部は月一回機關紙「秀麗」を發行、卷頭に論説を掲て常に眞摯な意見の開陳を行つてゐる、最近のものには「母校の入学期日を早めよ」「本部中心に支部會議をおこせ」などなかなかの意氣込である

櫻花爛漫の下

校友會福岡支部の集ひ

最近、素晴らしい活躍を示してゐる校友會福岡支部で



は三月廿日午後から櫻花燦爛の福岡市西公園櫻亭において春季例會を開催、新顔の少年審判官藤野判事録田

兩氏なども加へて十四名が集ひ、古い思ひ出新しい話題に賑ひ、咲き誇る櫻花の中に包まれて歡談は春宵までも盡きず、老大先輩池田支部長の發聲で母校の萬歳を高らかに唱へて七時すぎ散會した、當日の出席者は左の通り(五十音順)――寫眞はその集ひ――

- 池田 重吉 石橋 輝雄 録田 良夫
- 根津菊治郎 八田 薫 馬場 剛吉
- 久井 忠雄 深谷 茂 藤野 英昭
- 宮崎 久樹 松野 幸吉 山縣 淳一
- 徳永 典爾 和田 忠義

春季懇談會開く

石川支部

去る三月十六日午前十一時市内夢香山卯辰公園金閣に參集世紀を劃すべき皇紀二千六百年の新體制下在野校友會員として大政翼賛運動の一翼に參加奉仕すべき臣道實踐の方途打合せのため春季支部總會を開催した。

此の日幸にして北國稀れに見る快晴彌生牛の北國日和としては眞に珍しき暖かな好日であつた、會する者は僅に七名であつたが何れも縣下地方切つての逸材、然かも新體制下に於ける職責を荷へる言々烈々たる校友である。遙かに濃越國境の大空に聳立せる山嶺北國特有の銀色を帯びた晶例の感極まりなき早春の白山連峯を仰ぎ互に臣道實踐、公益優先の旨を體し職域奉公の任を盡し一意赤誠以て大政翼賛の大道に邁進すべきを誓ひ合つた。

正午支部長の挨拶によりて會を開き一同度みて聖壽の萬歳を祈念し奉り、戦病死者の英靈に默禱の誠を捧げ出征將兵各位の奮闘を感謝し且武運長久を祈つた後、當任幹事より諸般の報告あり、一同の賛意を得て配膳

に移り七分換御飯に粗茶を盛り番茶を啜り終始談笑程に左の申合せ決議を爲し散會に先ち母校川上敬逸教授校友會本部並神戸學長宛記念寄せ書きを了し五時閉會和氣藹々裡に山麓に下り再會を確約し袖を訣ちたるは六時十分頃なりき。

申合せ決議

- 一、来る二十二日の本校卒業式に谷口支部長臨席する、事
- 一、今後年四回則ち三ヶ月毎に校友の會合を催し互

會員消息

- 安藤 知久 (昭五 專商) 日本生命保險會社鳥取出張所より尾道市吉和町新濱一ノ一、尾道出張所に轉居
- 赤木 元市 (大十四 專法) 釜山府大橋通二ノ七七に轉居し海運業を經營
- 淺田 久雄 (昭十四 專法) 司法官試験補として平壤地方法院に勤務
- 荒井榮次郎 (昭九 大法) 日本電力會社より日電證券會社へ轉勤
- 荒木 義信 (昭十五 大法) 三月十九日中部第二十三部隊へ入營
- 井上 正 (昭八 專二經) 蒙古聯合自治政府厚和稅務監督署總務科に勤務
- 井嶋 義男 (昭十四 專英) 富士電燈工業會社大阪營業所に勤務
- 井家 莊吉 (昭十三 專二商) 東淀川區淡路新町一四九、朝倉方に轉居
- 伊地知兼郎 (昭十三 專二經) 住吉區平野流町三九五、萩原榮方に轉居
- 家長 喜一 (昭十二 專二法) 日立製作所大阪營業所より本社資材部購買第二課に轉勤、住所は東京市本郷區臺町二七
- 風明館
- 石地與四太郎 (昭十五 大經) 東淀川區國次町一二七二ノ一に轉居

に連絡を緊密にし各職員を通じて奉公の誠を竭し臣道實踐の實を揚ぐることに努力すること

一、前年來富山支部の賛意を得た富山支部の主張とする北陸三縣校友會機關聯盟の結成促進を具體化するべく、近日中に福井支部に交渉の爲め谷口支部長出張すること

一、右校友聯盟協定の上げは兩支部の賛成を得て母校と折衝し本市に結成大會を開催し、本校より神戸學長外數名の教授を迎へ記念奉公講演會を開

召集中のと

- 恰土 寛也 (昭十二 專二法) 福島署より福
- 泉本 正隆 (昭七 大法) 伊東健と改姓
- 田馨へ轉任
- 尹 東 寅 (昭十一 專一法) 伊東健と改姓
- 名、酒南硝子工業所勤務、住所は浪速區榮町四ノ二
- 上田 利夫 (昭十五 大法) 大阪市役所に勤務
- 小川 弘法 (昭十五 專二商) 逓信省管船局總務課庶務係に勤務、住所は東京市中野區小籠町九、石田方
- 小田 實然 (昭十五 大法) 中部第二十
- 五部隊に入營
- 小田切 西 (昭八 大商) 三菱商會社大阪支部より名古屋支店に轉勤
- 大川 三三 (昭八 大法) 大阪府會計課より議事課へ轉課
- 大 中 明夫 (昭十 大法) 神戸市灘區大石町六ノ一ノ一二に轉居
- 大西 日吉 (昭八 專二經) 三木と改姓
- 日産化學工業會社より關西西工無蓋會社に轉勤、住所は東區和泉町二ノ一二
- 大野 喜市 (昭十二 專二法) 應召解除
- 大田 敏雄 (昭九 專二經) 旭區大宮町六ノ二〇に轉居
- 岡田 儉一 (大十二 專商) 港區東田中町四ノ一二〇に轉居
- 岡田 清作 (昭四 專法) 鹽野義商店囃託となり、日産電線常務取締役就任
- 岡田 春義 (昭十四 專二商) 日本砂糖貿易會社新東京勤務より奉天へ轉勤
- 岡村 武雄 (昭十五 專二經) 二月四日結婚、布施市永和一ノ六三に新居を構ふ
- 奥山 伍郎 (昭十三 專二商) 尼崎市西向島町三〇一ノ四三に轉居
- 梶谷 竹藏 (昭十四 專二法) 任判事、岐阜地方裁判所より神戸地方裁判所に轉勤住所は神戸市上筒井通三ノ二四、難波萬龜次方
- 上村 信義 (昭十四 大經) 東京市大森區久ヶ原町八七五に轉居
- 川島 清 (昭十五 大法) 中部第二十
- 二部隊に入隊
- 河野 喜雄 (昭十二 專二法) 宇部右炭統制會社庶務係に勤務、住所は宇部市西區本町六、藤井多米一方
- 河野省三郎 (昭十四 大法) 滿洲國興安西省林西縣公署に勤務
- 桂 昌俊 (昭四 大法) 布施署より鳳響へ轉任
- 木田 篤孝 (昭十一 大經) 東洋火災保險會社より大阪市大正區泉尾竹ノ町五秋田木材會社大阪支店に轉職
- 清川 清 (昭九 專二法) 召集解除、石油共販會社鶴濱油槽所に勤務

催すること

一、本年七、八月母校夏季休暇季を利用して富山、石川兩支部と連絡し母校學風振作、校風振興のため縣内二ヶ所以上に於て講演會を開催すること

當日出席會合校友

谷口 武雄 木村佐太郎 松永 善光
田中 健夫 木村 仁吉 山越 外吉
中西 與七

- 北岡 安雄 (昭十五 專一商) 西部第二十
- 二部隊に入隊
- 北川 良久 (大十五 專商) 岩手縣和賀郡黒澤尻町、國産輕工業會社岩手工場へ轉勤
- 久保田直敏 (大十五 大商) 日本電力會社より日電證券會社へ轉勤
- 倉中 靜雄 (昭十二 專二法) 哈爾濱第九
- 六部隊大島隊に入隊
- 車田 輝平 (大八 專法) 鳥取縣倉吉區裁判所より山形縣酒田區裁判所に轉勤
- 小走 勇 (昭十三 專二商) 鎌倉市由比濱町和田塚通一二五五に轉宅
- 小島 春海 (昭十四 專二法) 三島郡茨木町茨木一〇七一ノ一、上床方に轉居
- 後藤 延治 (昭五 大法) 朝日新聞社和歌山通信局より八日市通信部へ轉勤、住所は滋賀縣八日市町八日市
- 近藤 孝 (昭十一 專一經) 名古屋市中千種區田代町大坂五〇に轉居
- 阪口 正六 (昭十三 專二商) 中部第三十
- 三部隊に入隊
- 酒井 善雄 (昭八 專二法) 大阪毎日新聞社廣告部より販賣部に轉勤
- 篠山 伸治 (昭五 專法) 徳山市江田敷海岸に轉居、日本回送會社より徳山海運會社常務取締役に轉職
- 眞田 俊雄 (昭三八 專法) 臺灣新竹地

方院檢察官長より高雄地方院檢察官長に轉勤
鮫島 正弘 (昭十六 大法) 日立製作所に勤務
柴田 士 (昭十三 專英) 名古屋市中種區田代町坂下三五に轉勤
島中和一郎 (昭十五專一商) 三月二十二日入替
上代 晃 (昭十五 專英) 廣島文理科大學心理學研究室に住居、同校在學
新谷 滿 (昭十五專二法) 三月二十日入替
杉塚 正己 (昭十一專二商) 召集解除、青島市山東路一八三國際運輸會社陸運係に勤務、住所は同市龍山路八號龍山閣内
鈴木庄太郎 (昭七 大法) 攝陽商船を退社、岡田組海事工業部營業課長として就任
菅沼 晋 (昭八 專二法) 小山と改姓
北河内郡守口町土居ノ内、守口三
清野 靜一 (昭十 專二法) 東京府醫師會健康保險課長より同會管理課長へ轉勤
關矢 一雄 (昭九 專一法) 大日本紡織聯合會名古屋出張所に勤務、住所は名古屋市中千種區池下町一ノ四九
田坂 敏夫 (昭九 大法) 召集解除、住所は横濱市神奈川區平川町四〇、平川莊内
田中 八藏 (大十三 專商) 兵庫縣川邊郡立花村塚口線町二丁目へ轉居
田淵 克己 (昭十三專二法) 中央大學在學、住所は東京市本郷區菊坂町三一、雄集館
田村 光嘉 (昭十三 大法) 召集解除、神戸市灘區深田町一ノ八九に住居す
高橋 武 (昭十三專二法) 北區芝田町一〇一、島本方に轉居
高階 一三 (昭十三 大法) 滿洲錦州郡

政局より滿洲電業會社大連支店へ轉職
竹田 雄三 (昭十五 大法) 滿洲國乾安縣農興合作社を退職、兵庫縣武庫郡御影町東明三番九三、高羽とら方に轉居
武内要次郎 (昭十五專二商) 除隊、小倉石油會社より石油共販會社鶴濱油槽所に轉任
橋 正雄 (昭九 大法) 召集中のところ除隊となる
樽井 豐 (昭十五專二法) 日本生命保險會社大阪支店に勤務
中尾駒之助 (昭八 專一法) 奉天省本溪湖市協和通東山社宅九號ノ一に轉居
中川 政人 (昭八 專一法) 大阪野球俱樂部を辭任、歸郷後今回田村合名會社に入社
中川 幸市 (大十三 專商) 東京府北多摩郡小平村小川新田上水内一二四一に轉居
永田 淺雄 (昭十一專一商) 大連市榮町三二、杉元商店に勤務
永田 憲次 (昭七 專商) 北河内郡守口町日野町一ノ七七に轉居
永野 義虎 (昭十五專二商) 東京市麴町區富士見町二ノ六、櫻井會話學校に轉居
西川 英三 (昭三 專商) 三菱商事會社を退社、日本油料統制會社に入社、住所は東京市目黒區上目黒五ノ二五三六
西坂 諭 (昭十五 大法) 西部第九十九部隊に入替
西部陽三郎 (昭十二專二法) 東京市豊島區長崎町三ノ一一ノ一に轉居
橋本 照 (昭十五專一商) 西部三十七部隊に入替
橋本 三郎 (昭十二專一商) 中島造機會社に勤務、住所は南河内郡龍華町植松
原野 友一 (昭一三大法專) セメント共販會社門司支店に勤務、住所は小野田市セメント町一丁目

久田 一榮 (大十三 專法) 野村生命保險會社を辭し、日産生命保險會社に勤務
住所は東京市王子區赤羽町四ノ一一
平尾 續 (昭十六 大經) 港區市岡市場通一ノ六
廣瀬 健一 (昭十 大法) 北區東野田七ノ二七に轉居
福岡 眞雄 (昭十 專二法) 奈良市中天滿町一〇〇二、不動貯蓄銀行奈良支店に勤務
福田 金治 (昭九 專一商) 住吉區天王寺町三三六五に轉居
藤井 研一 (昭十五專一商) 滿洲第七九七部隊安田隊に入隊
藤井 宣也 (昭十三專一商) 愛知縣西加茂郡舉母町長原六八ノ一に轉居、日南產業會社舉母工場に勤務
藤田 允介 (昭九 專一法) 昨年末召集解除となり東區京町三ノ三六、山田電氣會社に勤務、住所は堺市戎之町東二ノ一六
藤本 武一 (昭五 大法) 島之内署より大阪府監察課へ轉任
藤野 春三 (昭七 大經) 住吉署より九條署に轉任
星野 俊一 (大十一 專法) 福岡縣社會事業主事より門司市社會課長に轉勤
堀毛 清 (昭八 專二法) 兵庫縣廳を退職、朝鮮咸興府知樂町、北鮮合同電氣會社に入社
堀本 周三 (昭九專一法) 大阪市役所を退職、東京丸ビル東亞煙草會社に入社
住所は中野區中野驛前一四、帝都莊
間戸場秋三郎 (昭十五專二法) 旭區新森小路北四ノ三六に轉居、大阪鐵道局大阪草葦區より同局大阪運輸事務所庶務係に轉勤
増田峰之助 (大八 專法) 吹田市二ッ池一二七三に轉宅

松本 茂 (大十一 專商) 大連光風公學堂長に轉勤、住所は同市長生街一二一ノ一官舎
松本九一郎 (昭十一專一法) 住吉區王子町二ノ六三に轉居
南 安雄 (昭十三 大法) 召集解除、住所は東成區深江町中通五ノ五〇
南出 弘 (昭十一 大法) 召集解除、東區北濱四丁目安田ビル帝國海上火災保險會社大阪支店に勤務、住所は東淀川區豐里町一七五八
溝口 義章 (昭八 專二法) 三島郡高槻町西五百住一三〇ノ一に轉居
宮元武之助 (昭三 專法) 西區江之子島東之町官舎に住居
宮本 嘉藏 (昭十三專一商) 和歌山市中徒町三に移轉
宮脇 史郎 (昭六 專法) 宇和島署より松山國民職業指導所へ職業主事補として轉職
村井悦太郎 (昭十四專二法) 青野と改姓
阪神電氣鐵道運輸部教習所、教務係として勤務
村上 重治 (昭十二專一商) 召集解除となる
邑岡 亮 (昭十五專二法) 中部第四十六部隊竹隊に入隊
森 清一 (昭四 專法) 昌榮耐火鐵業所を辭し南區二ッ井戸町二七、三共耐火鐵業所に勤務
森田 穰 (昭九 專英) 日本動産火災福山出張所に勤務、住所は福山市三ノ丸町甲四ノ二
森田誠治郎 (昭十三專二商) 旭區江野町六ノ一二五に轉居 (以下一五頁續く)

十 昭 六 年 和
卒 業 生 氏 名

◇ 法 文 學 部 (五 十 音 順)

法 律 學 科 (二 三 七 名)

岡大越阿王岡岡大大漆內牛上上岩井井井今伊井伊石石池安安安淺	邊山智野野內嶋井野橋西間田尾羽田畔本上井藤藤道藤田津邊部藤藤智富	勳(廣) 壁(朝) 勇(愛) 雄(廣) 雄(兵) 三(福) 雄(三) 薰(大) 信(同) 次(奈) 禪(同) 仁(大) 人(廣) 七(京) 幾(石) 久(男) 保(廣) 光(同) 行(大) 五(新) 盛(東) 忠(京) 文(岐) 紀(北) 一(大) 久(大) 勉(治) 勝(三) 英(彦) 直(宏) 智(推) 富(藏)																													
高島五	鈴木	下野	芝野	柴島	鮫川	寒佐	阪本	齊藤	小兒	小島	五島	吳井	楠村	久木	岸本	菊池	菊池	金川	川島	川島	兼光	兼誠	金谷	金澤	梶原	陰山	柿本				
正(德)	彦(大)	基(大)	久(大)	利(大)	忠(大)	照(大)	雄(大)	弘(大)	三(大)	二(大)	美(大)	守(大)	一(大)	威(大)	雄(大)	強(大)	雄(大)	三(大)	三(大)	一(大)	次(大)	勇(大)	毅(大)	毅(大)	治(大)	太(大)	一(大)	長(大)			
弘末	平井	林井	林田	濱田	長谷	橋本	野村	西田	西田	西田	中田	長島	長島	中島	長島	富田	富田	辻田	辻田	塚田	田邊	田中	田中	伊達	武川	武川	竹內	高松	高橋	瀧野	高野
正(大)	彦(大)	基(大)	久(大)	利(大)	忠(大)	照(大)	雄(大)	弘(大)	三(大)	二(大)	美(大)	守(大)	一(大)	威(大)	雄(大)	強(大)	雄(大)	三(大)	三(大)	一(大)	次(大)	勇(大)	毅(大)	毅(大)	治(大)	太(大)	一(大)	長(大)	野(大)	野(大)	

渡邊	宮本	李鐘	橫內	能仁	吉田	吉田	山田	山田	山口	山口	山口	山口	養父	森下	森下	村岡	幸岡	宮地	道田	水間	三浦	三浦	三浦	松本	萬本	松本	松本	眞木	本田	堀田	杉浦	古原	藤原	藤原	福田	
大(邊)	鐘(本)	音(鐘)	仁(內)	秋(能)	四(吉)	三(吉)	隆(山)	浩(山)	清(山)	進(山)	夫(山)	春(山)	一(山)	光(山)	一(山)	三(山)	行(山)	武(山)	稔(山)	夫(山)	榮(山)	次(山)	一(山)	二(山)	治(山)	丈(山)	丈(山)	丈(山)	隆(山)	幸(山)	光(山)	雄(山)	夫(山)	一(山)	二(山)	二(山)
明(宮)	雨(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)	同(同)

政 治 學 科 (二 七 名)

生野	揖斐	秋吉	足立	總濟學科	井川	淺江	青谷	富山	文學科哲學專攻科	山本	山下	山本	山本	藤井	深尾	吉野	副野	笹野	中野	小金	堅野	落野	稻野	五十	東野
次(野)	末(斐)	文(吉)	己(足)	己(總)	升(井)	江(淺)	正(青)	正(富)	正(文)	真(山)	勇(下)	喜(山)	喜(山)	三(藤)	弘(深)	三(吉)	慶(副)	夫(笹)	雄(中)	文(金)	當(堅)	格(落)	治(稻)	兵(十)	勝(東)
人(生)	愛(斐)	夫(秋)	夫(足)	夫(總)	盛(井)	愛(淺)	愛(青)	信(富)	信(富)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)	次(山)

長尾	內藤	中野	中野	中野	寺島	高嶋	田中	田中	高木	竹中	竹中	曾我	管部	島沼	繁崎	坂本	小本	古本	倉本	口本	笠本	川本	與本	大塚	太塚	尾野	小野	納野	宇野	浦野	梅谷	內田	家田	井田	石井
茂(尾)	英(內)	平(中)	敬(中)	光(中)	信(寺)	喜(高)	一(田)	秀(田)	夫(高)	和(竹)	敏(竹)	正(曾)	一(管)	夫(島)	夫(繁)	明(坂)	明(小)	進(古)	樹(倉)	雄(口)	二(笠)	義(川)	行(與)	輔(大)	孝(太)	林(尾)	亮(小)	三(納)	三(宇)	武(浦)	忠(梅)	市(內)	一(家)	三(井)	助(石)
延(長)	雄(內)	同(中)	同(中)	同(中)	同(寺)	同(高)	同(田)	同(田)	同(高)	同(竹)	同(竹)	同(曾)	同(管)	同(島)	同(繁)	同(坂)	同(小)	同(古)	同(倉)	同(口)	同(笠)	同(川)	同(與)	同(大)	同(太)	同(尾)	同(小)	同(納)	同(宇)	同(浦)	同(梅)	同(內)	同(家)	同(井)	同(石)

關西大學教授 吉田一枝著

日本憲法特質論

定價 一・八〇
送料 一・一〇

日本憲法は悠久三千年皇統連綿たる内に培はれた歴史・國情・國民性等の渾然融合一體化せる夫、壞無窮の國體に基づいて制定せられてゐる。反面、また諸外國の憲法と一脈相通する普遍性をも包含してゐる。本書はこの國體に發する我が國憲法の特異性と普遍性とを比較・對照・統合・歸一して簡明直截に、眞に日本憲法のみが有する特質を論述したもので、著者の多年に亘る研究の成果である。國家學研究のための一書として敢て一讀を薦めたい。

關西大學學報 第百八十八號 (昭和十六年四月十五日發行)

關西大學 講師 中西章著 定價 一・八〇
送料 一・一四

心理學綱要

本書は青年學徒のために、その遭遇する日常生活上のさやかな疑問から、人生の重要問題に至るまで大小に亘り、その正常な設問の仕方と科學的な解決の仕方について、指針や示唆を與へんことを使命としてゐる。敢て斯學を研究せんとするものに一讀を薦む。

關西大學 講師 菊田太郎著 定價 一・五〇
送料 一・一四

實用統計學

統計の價值と限度との理解は現在日本の缺くべからざる素養である。本書は全體としての統計並に統計學について理論と實際に一貫して存在するものを追及するに努め以つて實際生活に直に役立ち得るやう論述してゐる。統計學研究者並に實際家の座右に是非一本を備へられん事をお薦めする次第である。

大阪東區長柄通 大替番〇二五二六

甲文堂

東京市神田區錦町一十一番 大替番一八三七七